様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画の認定申請書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第３条第１項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

畜舎建築利用計画

１．申請者の概要

（１）氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

（２）住所又は主たる事務所の所在地：

（３）連絡先：

２．畜舎等の概要

（１）数及び種類

①申請に係る畜舎等の数：

②申請に係る畜舎等の種類

・番号：

□飼養施設

□飼養施設に付随する搾乳施設

□飼養施設に付随する集乳施設

□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

□飼養施設に付随する畜産業用倉庫

□飼養施設に付随する畜産業用車庫

□堆肥舎

□発酵槽等

□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

□堆肥舎に付随する畜産業用車庫

□発酵槽等を制御するための施設

③申請に係る畜舎等の構造

・番号：

造　　一部　　造

□Ａ構造畜舎等　□Ｂ構造畜舎等　□発酵槽等

（２）工事施工地又は所在地：

□都市計画区域内（市街化区域及び用途地域外）

□準都市計画区域内（用途地域外）

□都市計画区域及び準都市計画区域外

（３）規模及び間取り

①番号：

②高さ：　　m

③床面積：（申請部分　　㎡）（申請以外の部分　　㎡）（合計　　㎡）

④間取り　□居住のための居室を有しない。

３．設計者等に関する事項

（１）設計者

①代表となる設計者

イ．資格：　（　　）建築士　（　　）登録第　　号

ロ．氏名：

ハ．建築士事務所名：　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号

ニ．所在地：

ホ．連絡先：

ヘ．作成した設計図書：

②その他の設計者

イ．資格：　（　　）建築士　（　　）登録第　　号

ロ．氏名：

ハ．建築士事務所名：　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号

ニ．所在地：

ホ．連絡先：

ヘ．作成した設計図書：

（２）工事監理者

①代表となる工事監理者

イ．資格：　（　　）建築士　（　　）登録第　　号

ロ．氏名：

ハ．建築士事務所名：　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号

ニ．所在地：

ホ．連絡先：

ヘ．工事と照合する設計図書：

②その他の工事監理者

イ．資格：　（　　）建築士　（　　）登録第　　号

ロ．氏名：

ハ．建築士事務所名：　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号

ニ．所在地：

ホ．連絡先：

ヘ．工事と照合する設計図書：

（３）工事施工者

イ．氏名：

ロ．営業所名：建設業の許可（　　）第　　号

ハ．所在地：

ニ．連絡先：

４．畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎等の床面積の合計が3,000㎡超の場合に記載すること。）

（１）畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

①区域、地域、地区又は街区（都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火地域以外）：

②道路

イ．幅員：

ロ．敷地と接している部分の長さ：

③敷地面積

イ．敷地面積：

ロ．第45条第１項の規定による畜舎等の建蔽率：

ハ．敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

④建築面積

イ．建築面積：（申請部分　　㎡）（申請以外の部分　　㎡）（合計　　㎡）

ロ．建蔽率：

⑤認定等：

⑥備考：

（２）畜舎等別の構造及び設備の概要

①番号：

②建築設備の種類

□電気設備　□ガス設備　□給水設備　□排水設備　□換気設備　□暖房設備

□冷房設備　□消火設備　□排煙設備　□汚物処理の設備

③屋根：

④外壁：

⑤軒裏：

⑥便所の種類　□水洗　□くみ取り

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

□耐火構造

□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□その他

⑧第19条第２項又は第20条の規定の適用

□第19条第２項本文の規定の適用を受ける畜舎等

□第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等

⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等における第24条第１項本文等の規定の適用

□第24条第１項本文等の規定の適用を受ける畜舎等

⑩第26条の規定の適用

□第26条第１号に掲げる畜舎等

□第26条第２号に掲げる畜舎等

□第26条第３号に掲げる畜舎等

□防火地域　□準防火地域

□第26条第４号に掲げる畜舎等

⑪備考：

（３）畜舎等の独立部分別概要

①番号：

②高さ：　　m

③床面積：

④構造：　　造　　一部　　造

⑤構造計算に用いたプログラムの名称：

⑥備考：

５．畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）番号：

（２）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計	時間			

□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000㎡以下	４人	８時間
□1,000㎡超2,000㎡以下	８人	16時間
□2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
□3,000㎡超	16人	32時間

（３）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（４）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

□様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（５）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（６）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

□火気を使用しない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

６．申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

（１）番号：

（２）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

（３）飼養形態（飼養施設の場合）：

（４）家畜排せつ物の処理方法：

７．工事の着手及び完了の予定年月日

（１）工事種類

・番号：

□新築　□増築　□改築　□柱を撤去する行為　□模様替

（２）工事着手予定年月日：

（３）工事完了予定年月日：

８．その他必要な事項

（１）法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

②畜舎等の建築等に関する法令の遵守状況

□申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等以外の建築物及びその敷地が畜舎等の建築等に関する法令に違反することとならない。

（２）畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

②住所：

③借主（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の

規定に違反していない。
（違反している場合）違反している規定：
農場名及びその所在地：
備考：

（３）申請に係る畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等の場合
①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該申請に係る畜舎等であるものに限る。）の所在地：
②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（４）特例畜舎等が第48条第２項の規定の適用を受ける場合
□第48条第２項の規定による都道府県知事の認定を受けたものである。

９．備考

（注意）
① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
② □がある場合は、該当する□に✓印を付けること。
③ ２．（１）②及び③並びに（３）、４．（２）、５．、６．並びに７．（１）は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、畜舎等の数が２以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
④ ４．（３）は申請に係る畜舎等（独立部分が２以上ある場合においては独立部分。以下同じ。）ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、畜舎等の数が２以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。